

2008年10月 日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

扶桑町長 江 戸 満

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について

みだしの件について、別紙のとおり回答します。

【陳情事項】

【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答 地方自治の本旨に則って、住民の福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施します。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

回答 今年度は第4期計画の見直し時期であり、今後の給付サービス状況等を見込み、国の動向もみながら、検討したい。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

**回答 生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。
また、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮については、現状どおり国の定めた制度により対応したいと考えております。**

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

回答 利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めています。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

回答 要支援、要介護1の人に対する福祉用具の貸与については、医師の意見や地域

ケア会議（サービス担当者会議）等で検討し、真に必要とする方に貸与しています。
同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用については、状況により必要に応じ、対応しております。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

回答 介護サービス量等動向を十分検討し、第4次高齢者保健福祉総合計画に反映していきたいと考えています。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答 県等関係機関の指導協力のもとに、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導等してまいりたいと考えています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

回答 配食サービスは、月曜から土曜日の週6回（夕食）実施しています。また、盆休み・年末年始も実施しています。声かけ等しながら高齢者の見守り等十分配慮しながら実施しております。
（参考 社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象に、ボランティアによる会食、配食サービスを実施しています。）

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

回答 80歳以上の方及び40～79歳の介護認定者を対象に、年36枚のタクシードライバーチケットを交付しています。（80歳以上の方で介護認定者には、さらに24枚追加の交付もあります）

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

回答 閉じこもり予防のために町単独事業の「宅老事業」や「デイサービス事業」の利用などにつなぎ、高齢者の自立を図っていくよう努めています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答 介護度1～3を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4, 5を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置付け、個別に意見書、調査票から判断し、全員を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答 すべての要介護認定者に、「障害者認定書」を発行しています。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

回答 ひとり暮らし非課税者等は対象としています。また、70歳からの高齢者については新たな財源が必要になりますので、財政上厳しいと思います。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答 保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行については、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して行うものです。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答 愛知県の福祉医療に対する考え方は、県単独の制度であり、国の制度を補完するもので、国が実施する制度を最大限利用した後に残る自己負担分について助成するという考え方に基づいているため適用しないとのことでありますが、町としては機会を捉えて助成するように県へ要望していきます。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

回答 実施主体が広域連合のため国保加入者と同様に適用するのは難しいですが、一般健診事業とガン検診(無料)を併用することにより後期高齢者の健康事業に対処していきたいと思います。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答 現在、通院は小学校修了前まで、入院は中学校修了前まで実施しています。今年10月より小学校就学前まで現物給付にいたしました。当面、現行制度での実施を考えております。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

回答 妊婦健診については、平成19年4月から産前2回を産前7回に拡大し、妊婦健診の充実を図っています。回数の拡大については、現在のところ考えていません。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答 制度改正により、保険税及び保険給付費の推移が不透明なため、20年度実績推移により21年度保険税について研究をしていきたいと考えています。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答 国保運営上財源が新たに必要になってきますので厳しいと思います。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

回答 国保運営上財源が新たに必要になってきますので厳しいと思います。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答 国保運営上財源が新たに必要になってきますので厳しいと思います。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

回答 現在資格証明書の発行は行っていません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答 差押え等の行政処分については、生活実態をよく調査し、実施させていただいておりますのでご理解をお願いします。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

回答 年金の特別徴収の廃止は、難しいと思われます。ただし、制度見直しにより改善策として一定の要件で口座振替ができるようになりました。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

回答 一部負担金の減免については今後検討していきたいと考えています。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

回答 負担軽減措置の取り扱いは、国の基準により行います。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

回答 地域生活支援事業については、すでに負担軽減策を講じています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

回答 障害福祉計画の第2期計画の策定にあたっては、アンケート調査、関係団体ヒアリングを実施するとともに、策定委員会へは障害者本人、家族の参加を求め、住民参加の計画づくりを進めています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答 特定健診については管内2市1町と連携をとりながら健診項目、費用等について医師会と協議をして進めています。特定健診の自己負担について、1,000円負担して頂いていますが翌年度以降は無料にするよう検討していきます。実施期間については、本年度は7月から10月まで実施していますが、通年実施については、保健指導の年度内実施を考えているため難しいと思われま。健診は個別で実施しています。歯周疾患検診については、節目検診として無料で通年実施しています。がん検診については、個別医療機関委託方式(7月から1月)・集団方式(5月から3月)で一部負担をお願いしています。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

回答 歯周疾患検診については、節目検診として無料で通年実施しています。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

回答 法令に従って行います。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上